

○法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄

<p>に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。</p> <p>「一〇五十七 略」</p> <p>「別表第一・別表第二 略」</p> <p>別表第三</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を二回以上受けていないこと。</p> <p>「五〇十 略」</p> <p>「別表第四〇別表第十七 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。</p> <p>「一〇五十七 同上」</p> <p>「別表第一・別表第二 同上」</p> <p>別表第三</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。</p> <p>「五〇十 略」</p> <p>「別表第四〇別表第十七 同上」</p>
--	--

附 則

この告示は、令和八年二月一日から施行する。